

国立大学法人筑波技術大学学部学生の他大学等における学修による単位等
及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程

平成23年3月10日
規程第20号

最終改正 令和6年2月21日 規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。）第29条に規定する他大学等における授業科目の履修等の取扱い及び第34条に規定する入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等における学修等)

第2条 学部学生が本学在学中に、他大学等で修得した単位等で本学の授業科目の履修とみなし、単位を認定できる学修等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において修得した単位
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (3) 大学の専攻科における学修
- (4) 高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (6) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により、その他文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の特攻科の課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(入学前既修得単位等の認定)

第3条 学生が本学入学前に修得した単位等で、本学において授業科目の履修とみなし、単位を認定できるものは前条各号に定めるとおりとする。

2 産業技術学部における編入学生の単位認定については、別途定める「国立大学法人筑波技術大学産業技術学部編入学生の既修得単位等の認定に係る申合せ」により、認定を行う。

(単位認定の申請)

第4条 他大学等における修得単位等に係る単位の認定（以下「単位認定」という。）を希望する学生は、原則として、学期の始めに、入学前に修得した単位にあつては入学年度の始めに、次の各号掲げる書類を添えて、学長に申請するものとする。ただし、本学における既修得単位の申請にあつては、添付書類を省略することができるものとする。

- (1) 他大学等の修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式第1）
- (2) 成績証明書（第2条第6号の規定に係る申請を行う場合は、学修の成果を証明する書類

の写しを添付するものとする。)

(3) 授業計画書(シラバス)等

(単位認定審査等)

第5条 単位認定の審査は、学部教授会において行うものとし、認定については、学部教授会の議を経て学長が行う。

2 単位の認定は、本学において現に開設している授業科目及びその単位数の範囲とし、在学中に修得した単位及び入学前に修得した単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 認定した授業科目の成績の評語は、「認」とする。

4 第2条第6号の規定により単位認定を行うことのできる授業科目及び単位数は、学部教授会が別に定める。

(単位認定の通知)

第6条 学長は、前条の規定により単位認定した場合には、他大学等の修得単位等に係る単位認定書(別記様式第2)により学生に通知する。

(単位認定後の指導)

第7条 第5条の規定により単位認定を行った場合は、学科・専攻において本学在学期間中における授業科目の履修に関し、より適切な指導を行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 学生が本学在学中又は入学前に他の大学等で修得した単位等に係る単位の認定に関する取扱要項(平成17年12月15日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。